

	鹿	島	県	消防	分	局	専	務	会	長

消保第182号
平成26年4月24日

一般社団法人鹿児島県LPガス協会 様

鹿児島県危機管理局
消防保安課長

高圧ガスの移動に係る事故の防止について（依頼）

日頃より、県内の高圧ガス保安行政に御協力賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、県内において高圧ガス容器を積載した車両から容器が転落する事故が、本年4月に2件連続して発生しております。

つきましては、高圧ガスによる災害を防止するため、貴協会員に対し高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第23条に定める移動に係る技術上の基準の遵守とともに、下記の事項について注意喚起を図っていただくようお願いします。

記

- 1 高圧ガスを車両を使用して移動しようとするときは、事前に車両の始業点検を行い異状の有無を確認するとともに、高圧ガス容器を固定する荷台等に異状が見られた場合は、当該車両を使用しないこと。
- 2 高圧ガス容器を車両に積載し移動しようとするときは、当該容器に転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を確実に講ずること。
- 3 高圧ガスの移動中に事故が発生した際は、直ちに警察、消防等へ通報し、災害の拡大防止に努めると共に、速やかに県へ連絡すること。

消防保安課保安係
担当：赤谷
TEL：099-286-2262
FAX：099-286-5521

